

神奈川県小児等在宅医療推進会議設置要綱

(目的)

第1条 在宅療養を行う医療依存度の高い小児等に対して、必要な医療・福祉サービスが提供され、安心して療養ができるよう、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、県内で小児等の在宅医療を支える体制の構築を図るため、「神奈川県小児等在宅医療推進会議」（以下「推進会議」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次の取組みに対する課題の抽出と対応策の協議
 - ア コーディネーターの運用に関するモデル事業の取組み
 - イ こども医療センターが他の関係機関等と連携している取組み
- (2) (1) アの取組みの全県展開に向けた拡大策の協議
- (3) その他県内の小児等在宅医療の課題に関する協議

(委員)

第3条 推進会議は、委員 20 人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、選定する。

- (1) 医療・保健分野の立場にある者
- (2) 福祉分野の立場にある者
- (3) 教育分野の立場にある者
- (4) 在宅医療を必要とする小児等への専門的な支援に携わる者

3 委員の任期は就任した年度の翌年度末までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(座長)

第4条 推進会議に座長を置く。

2 座長は、神奈川県健康医療局保健医療部医療課長とする。

3 座長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 座長に事故あるときは、座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は座長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 25 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 1 月 6 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 2 月 2 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 3 月 15 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 2 月 26 日から施行する。